

就労移行支援及び就労継続支援に係る在宅時生活支援サービス加算の取扱いについて 新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: right;">札障第 518 号 平成 30 年（2018 年）4 月 24 日</p> <p style="text-align: center;">就労移行支援及び就労継続支援に係る在宅時生活支援 サービス加算の取扱いについて</p> <p>平素より本市障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、本年 4 月の障害福祉サービスに係る報酬改定により、就労移行支援及び就労継続支援（A 型・B 型）（以下「就労移行支援等」という。）に「在宅時生活支援サービス加算」（以下「在宅時支援加算」という。）が新たに創設されたことから、下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知いたします。貴事業所内の関係職員に御周知くださいますようお願いいたします。</p> <p>1 加算の概要</p> <p>在宅において就労移行支援等を受けている同一時間帯に生活支援が必要であり、当該支援を就労移行支援等のサービス提供事業所の負担において提供した場合に 1 日につき 300 単位を加算す</p>	<p style="text-align: right;">札障第 23637 号 令和 4 年（2022 年）3 月 7 日</p> <p style="text-align: center;">就労移行支援及び就労継続支援に係る在宅時生活支援 サービス加算の取扱いについて</p> <p>平素より本市障がい福祉行政に御理解と御協力をいただき厚くお礼申し上げます。</p> <p>さて、本年 4 月の障害福祉サービスに係る報酬改定により、就労移行支援及び就労継続支援（A 型・B 型）（以下「就労移行支援等」という。）に「在宅時生活支援サービス加算」（以下「在宅時支援加算」という。）が新たに創設されたことから、令和 3 年度障害福祉サービス等報酬改定により、在宅でのサービス利用における支援（以下「在宅就労支援」という。）の要件等が見直されたため、本市においても、「就労移行支援及び就労継続支援に係る在宅においてサービスを利用する場合の支援の取扱いについて」（令和 3 年 4 月 16 日札障第 315 号）を発出し、在宅就労支援に関する取扱いを変更しております。それに伴い、在宅時生活支援サービス加算について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、通知いたします。貴事業所内の関係職員に御周知くださいますようお願いいたします。</p> <p>1 加算の概要</p> <p>在宅において就労移行支援等を受けている同一時間帯に生活支援が必要であり、当該支援を就労移行支援等のサービス提供事業所の負担において提供した場合に 1 日につき 300 所定の単位を加算する。</p>	<p>字句整理</p> <p>所定単位について整理</p>

改正前	改正後	備考
<p>る。</p> <p>2 加算対象者</p> <p>在宅時支援加算は、原則、事業所からの届出に基づき、区保健福祉部において当該加算の対象者として認定を行った者につき、報酬算定できるものとし、当該加算対象者は、就労移行支援等を利用する者のうち、以下(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。</p> <p>ア 障がいや疾病等により、恒常的に通所によって支援を受けることが困難な状態であり、在宅における訓練によって本人の就労に関する知識や能力の向上に資すると認められる者（単に利用者の意向で在宅における訓練を希望する場合や、体調変動等で一時的に通所ができない場合は対象外）。</p> <p>イ （略）</p> <p>3 （略）</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 申請時の留意点</p> <p>利用者に対し、複数の就労移行支援等事業所が在宅における訓練を提供することとなった場合において、既に障害福祉サービス受給者証に「在宅時生活支援」の表記がある場合、新たに在宅時支援加算の算定を開始しようとする事業所については開始届の提出は不要です。また、当該加算の算定を終了しようとする</p>	<p>2 加算対象者</p> <p>在宅時支援加算は、原則、事業所からの届出に基づき、区保健福祉部において当該加算の対象者として認定を行った者につき対して、報酬算定できるものとし、当該加算対象者は、就労移行支援等を利用する者のうち、以下(1)及び(2)のいずれにも該当する者とする。</p> <p>ア 障がいや疾病等により、恒常的に通所によって支援を受けることが困難な状態であり、在宅における訓練によって本人の就労に関する知識や能力の向上に資すると認められる者（単に利用者の意向で在宅における訓練を希望する場合や、体調変動等で一時的に通所ができない場合は対象外）。別添の「就労移行支援及び就労継続支援に係る在宅においてサービスを利用する場合の支援の取扱いについて」に基づく、在宅就労支援の対象者となる者。</p> <p>イ （現行のとおり）</p> <p>3 （現行のとおり）</p> <p>4 留意事項</p> <p>(1) （現行のとおり）</p> <p>(2) 申請時の留意点</p> <p>利用者に対し、複数の就労移行支援等事業所が在宅における訓練を提供することとなった場合において、既に障害福祉サービス受給者証に「在宅時生活支援」の表記がある場合、新たに在宅時支援加算の算定を開始しようとする事業所については開始届の提出は不要です。また、複数の事業所が在宅における訓練の提供をしている場合、当該加算の算定を終了しようとする</p>	<p>字句整理</p> <p>対象者要件の変更</p> <p>字句整理</p>

改正前	改正後	備考
<p>する事業所が、他方の事業所において引き続き在宅における訓練を提供し、かつ本件加算を継続して算定することが確認できた場合については、終了届の提出は不要とします。</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) その他留意点 就労移行支援等の事業所が在宅における訓練を提供する場合は、本取扱いのほか、別添3の「就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における留意事項について」を遵守してください。</p> <p>5 適用日 本通知発出日以降の届出分から適用。なお、平成30年4月中に開始届が提出されたものに限り、必要に応じて4月1日から遡及適用が認められます。</p> <p>6 (略)</p> <p>7 参考</p> <p>(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）（抄）・・・別添1</p> <p>(2) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日付け障発第</p>	<p>事業所が、他方の事業所において引き続き在宅における訓練を提供し、かつ本件加算を継続して算定することが確認できた場合については、終了届の提出は不要とします。</p> <p>(3) (現行のとおり)</p> <p>(4) その他留意点 就労移行支援等の事業所が在宅における訓練を提供する場合は、本取扱いのほか、別添3の「就労移行支援、就労継続支援（A型、B型）における留意事項について」別添の「就労移行支援及び就労継続支援に係る在宅においてサービスを利用する場合の支援の取扱いについて」を遵守してください。</p> <p>5 適用日 本通知発出日以降の届出分から適用。なお、平成30年4月中に開始届が提出されたものに限り、必要に応じて4月1日から遡及適用が認められます。</p> <p>6 (現行のとおり)</p> <p>7 (現行のとおり)</p> <p>(1) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成18年9月29日厚生労働省告示第523号）（抄）・・・別添1</p> <p>(2) 「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成18年10月31日付け障発第1031001号）（抄）・・・別添2</p>	<p>備考</p> <p>参考資料の整理</p> <p>字句整理</p> <p>参考資料の整理</p>

改正前	改正後	備考
<p>1031001号) (抄)・・・別添2</p> <p>(3) 「就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付け障発第0402001号）(抄)・・・別添3</p>	<p>(3) 「就労移行支援事業、就労継続支援（A型、B型）における留意事項について」（平成19年4月2日付け障発第0402001号）(抄)・・・別添3</p> <p>「就労移行支援及び就労継続支援に係る在宅においてサービスを利用する場合の支援の取扱いについて」（令和3年4月16日札障第315号）・・・別添</p>	